



イギリスに学ぶ環境政策立案過程

公益財団法人地球環境産業技術研究機構

参与 山口 光恒

イギリスでは2008年の気候変動法（以下CCA）により世界で初めて「2050年の温室効果ガス（GHG）排出量1990年比80%減」を法的拘束力ある目標として制定し、この目標を達成すべく2008年から5年ごとの予算（削減目標）を法定化し、現時点で2025年（正確には2023-2027年）迄に90年比50%とすることが決まっている。筆者は上記のGHG削減目標は余りに意欲的でその達成に関してはかなり疑問視しているが、他方でこうした政策立案過程には大いに学ぶべき点があると思う。そこで今回はこの点を簡単に紹介して今後の参考に供したい。

イギリスの長期目標は外部の専門家からなる独立の委員会（気候変動委員会、CCC）の勧告を受け、政府が議会の承認を受けて決める仕組みとなっている。2008年12月、CCCは政府に対する勧告を公にした。本文511頁、技術付録317頁、合計828頁の大部なもので、2050年に向けた長期目標、2022年までの中期目標とその達成策、コスト・競争力・エネルギー安定供給など幅広い内容をカバーしており、これが現在のイギリスの温暖化政策の基礎となっている。

このうち長期目標の根拠として、温暖化の悪影響を一定程度にとどめるために気温上昇を工業化から2℃以内に抑える必要がある（イギリス政府の価値判断）とし、ここから逆算して2050年の世界排出量の現状比半減を導き出している。この場合2050年の世界の一人あたり排出量は2.1～2.6t程度となり、イギリスがこの数値に達するためには90年比80%削減が必要というロジックである。是非は別にしてこの背景は世界の一人あたり排出量均等化である。

続いて削減技術について詳細に検討した上で、独自のモデルを用いて費用便益分析を行っている。それによると半減目標の2050年のコストは世界GDPの1～3%で、便益は遙かにこれを上回るとしている。この計算で用いられている割引率（純時間選好割引率）は0.1～1.5%であるが、参考としてこれが2.25%より大きくなるとコストが便益を上回る点も技術付録に明示されている。

筆者はこの目標の実現可能性には大きな疑問を抱くものであるが、政策立案過程（当該政策の必要性、目標達成の手段とその競争力や経済に与える影響の明示など）は大いに参考になる。このことは昨年末議会で承認された電力市場改革についても同様で、その政策の必要性、そのための手段とコストなど都度政府が文書を公表して専門家や国民の意見を聞きながら進めている。日本の2020年削減目標（2005年比3.8%減）策定過程との相違を感じるのは筆者のみではあるまい。この面でRITEに期待される役割は大きい。